



平成 25 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 静 岡 瓦 斯 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 戸 野 谷 宏
(コード番号：9543 東証第一部)
問 合 せ 先 コーポレートサービス部総務担当マネージャー
青 柳 年 彦
(TEL：054-284-4141)

株式の売出し及び自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成25年11月22日の取締役会において、当社株式の売出し及び自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 3,929,200株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 三 菱 商 事 株 式 会 社 3,203,200株
株式会社三菱東京UFJ銀行 726,000株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年12月2日（月）から平成25年12月4日（水）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。） |
| (4) 引 受 価 額 | 下記(5)に記載の引受人より売出人に支払われる金額である引受価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日に、売出価格と併せて決定する。 |
| (5) 売 出 方 法 | みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせたうえで売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。 |
| (6) 申 込 期 間 | 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 受 渡 期 日 | 売出価格等決定日の6営業日後の日。 |
| (8) 申 込 証 拠 金 | 1株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (9) 申 込 株 数 単 位 | 100株 |

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。

- (10) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 戸野谷 宏に一任する。
(11) 本株式の売出しについては、平成25年11月22日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 589,300株
なお、株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から589,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 戸野谷 宏に一任する。
- (10) 本株式の売出しについては、平成25年11月22日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
なお、引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による自己株式の処分（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 589,300株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 売出価格等決定日に決定する。なお、払込金額は引受人の買取引受による売出しにおける引受価額と同一とする。
- (3) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (4) 申 込 期 間 平成25年12月25日（水）
（ 申 込 期 日 ）
- (5) 払 込 期 日 平成25年12月26日（木）
- (6) 申 込 株 数 単 位 100株
- (7) 上記（4）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については募集を打ち切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、取締役社長 戸野谷 宏に一任する。
- (9) 前記各号については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、第三者割当による自己株式処分も中止する。

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。

<ご参考>

1. 売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは主として当社営業地域における個人株主の増加と流動性向上を目的としたものであります。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から589,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年11月22日（金）の取締役会において、前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式589,300株の自己株式処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成25年12月26日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年12月20日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、本件第三者割当自己株式処分の手取額については、平成26年3月末までに全額を運転資金に充当する予定であります。

3. 本件第三者割当自己株式処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	3,053,113株	(平成25年11月22日現在)
(2) 第三者割当による処分株式数	589,300株	(注)
(3) 第三者割当後の自己株式数	2,463,813株	(注)

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

4. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、当社は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、本件第三者割当自己株式処分、株式分割による新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びその権利行使による当社普通株式の交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は当社株式の売出し及び自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされますようお願いいたします。